

## 公 告

都市計画法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成18年 4月20日

京都市長 梶 本 頼 兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業  
8・7・14号 淀駅北側道線

2 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし

3 事業施行期間

平成11年12月17日から平成23年3月31日まで

4 図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市建設局街路部立体交差課

(建設局街路部立体交差課)